

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



PCTにおける第三者情報提供の手順や件数制限について教えてください。また、第三者情報提供を受けた場合、どのように通知がなされますか？

第三者情報提供制度^{*1}とは、第三者が特定のPCT国際出願の請求項に記載された発明の新規性および進歩性に関する情報を提供できる制度です。発明の新規性または進歩性の有無に関連すると考えられる先行技術についての情報が、対象になります。国際公開日以降、優先日から28カ月までの期間中に情報提供が可能です。

1. 情報提供の手順

特定のPCT出願について情報を提供したい場合は、WIPOの特許データベースPATENTSCOPE^{*2}で、対象の出願を簡単に検索することができます。PATENTSCOPE上で特定のPCT出願を検索すると、「PCT書誌情報」タブが開き、ページ右上部に「第三者情報を提供」というリンクが表示されます(下図)。このリンクをクリックすると、ePCT^{*3}ログイン画面に移動し、情報提供画面が開きます(ePCTで

案件呼び出しも可能)。なお、ePCTのご利用には無料のWIPOユーザーアカウントでのログインが必要です。

2. 情報提供可能件数

情報提供者は各PCT出願について、1回のみ情報提供を行うことができます(匿名も可)。

・1回の情報提供で、10件までの先行技術情報を提示可能。

・文献の写しを提出する際には、各先行技術情報について、3つの文書までアップロード可能(20MBまで)。

なお、情報提供できるのは、1件のPCT出願につき10人までです。

3. 情報提供が提出された旨の通知

第三者情報提供が提出された旨とその内容は、方式審査が完了した後、出願人(または代理人)に通知され、出願人は優先日から30カ月までの間に任意で反論できます。

・PATENTSCOPEには、方式審査が完了した翌日に、提供された先行技術情報が掲載されます(添付された先行技術文献は非公開)。

・出願人(代理人)には添付された先行技術文献のうち、非特許文献が送付されます(情報提供者が翻訳を添付していた場合は、翻訳と共に)。

4. おわりに

該当PCT出願が既にいくつかの国で国内段階に移行されていたとしても、優先日から28カ月までは情報提供が可能です。ただし、早期に国内段階に移行されていた場合には、提供情報が考慮される前に各国での審査が進んでしまう可能性があります。そのため、関連する先行技術を既に把握されている際には、お早めに情報提供いただくことをお勧めします。

*1 https://www.wipo.int/pct/ja/faqs/third_party_observations.html

*2 <https://patentscope.wipo.int>

*3 <https://pct.wipo.int/ePCT>



【WIPO日本事務所 お問い合わせ先(日本語)】
TEL: 03-5532-5027(PCT制度)
TEL: 03-5532-5030(その他制度等)
URL: wipo.int/japan